



(9)

紙面上では市外局番03の表記を省略しています。

子育て・子ども

親子クッキング

日2月21日(日)午前10時～午後1時
 会水元学び交流館(南水元2-13-1)対区内在住の小学生と保護者10組(二人1組)手作り肉まん・あんまん、具だくさんスープ、杏仁豆腐賞1200円
 往復ハガキに「親子クッキング水元・住所・参加者の氏名(フリガナ)・お子さんの学年・電話番号を書いて、2月8日(月)必着まで(多数抽選)。**申込**〒124・855葛飾区役所生涯学習課

日2月7日(日)午前10時～正午。直接会場へ。**会水元学び交流館**(南水元2-13-1)対区内在住・在勤で交換品を持参できる方(出産を控えている方は交換品がなくても参加可)内交換できる物/マタニティ服、ベビー・子ども服(120cmまで)、ベビー・子ども靴(18cmまで)。**担**リサイクル清掃課☎(5654)8273

小学生対象 おもちゃの交換会

遊ばなくなったおもちゃを他のおもちゃと交換し、おもちゃを持参しなくても、会場でエコ体験や受け付けなどのお仕事をすると、おもちゃの交換に参加できます。
 日2月7日(日)午前10時～正午。直接会場へ。**会水元学び交流館**(南水元2-13-1)

消費生活センター リサイクルコーナー

フリーマーケットは7店出店予定です。
 日2月6日(土)午前10時～午後2時
 フリーマーケットは7店出店予定です。

催し

1)対小学生持たせなくなったおもちゃ(1人5点まで)カードゲーム類を除く。**担**リサイクル清掃課☎(5654)8273

高砂地区センター まちの作品展
 絵画、書、写真、生け花、手工芸品などを展示します。
 日2月5日(金)～7日(日)午前8時30分～午後9時30分
 主催/高砂地区まちづくり懇談会**担**高砂地区センター(高砂3-1-39)☎(3659)3350

ポニースクールかつしか

馬場を回る引き馬と、15分程度のミニ乗馬教室を行います。
 日2月7日(日)午後1時30分～3時
 乗馬教室のみ先着40人会場(水元1-19水元中央公園内)☎(3627)0745

銭湯でフルーツ演奏を聴きませんか

唱歌などを演奏します。
 70歳以上の方が区内の銭湯を1回230円で利用できる「つろろぎ入浴事業」のPRイベントです。70歳未満の方もお越しください。
 日2月7日(日)午後1時～2時
 会さつき湯(東堀切3-27-9)。駐車場はありません。
 対区内在住の方20人程度**方**1月27日(水)午前9時から電話で先着順。**担**高齢者支援課☎(5654)8259

消費者の生活を守ります クーリング・オフ

突然の勧誘で、うっかり不必要な契約をしてしまったことはありませんか。クーリング・オフとは、後で契約をやめようと思ったときに、無条件で契約を解除できる制度です。
【担当課】消費生活センター ☎(5698)2311

クーリング・オフできる場合

▽契約書を受け取ってから8日以内
 (消費者を販売員にし、会員を増やしながから販売するマルチ商法や、内職・モニターの仕事紹介と見せかけ、高額な商品などを契約させる商法の場合は20日以内)
 ただし、契約書を渡されていないときや、記載内容に不備があるときは、期間を過ぎていてもクーリング・オフできます。また、「この商品はクーリング・オフできない」とうそを言われた場合には、クーリング・オフ期間が延長されます。
 ▽訪問販売など店舗営業所以外の場所
 で契約した場合
 ただし、店舗で契約した場合でも、路上などで声を掛けられたり、電話やハガキで当選したなどと呼び出されたりして商品を買わされた場合は対象になります。

注意！こんなときはクーリング・オフできません

▽自分から店に出向いた場合や電話やインターネットで申し込んだ場合
 ▽総額が3千円未満で、全て現金で支払った場合
 ▽購入した物が消耗品(化粧品や健康食品など)で、使用してしまった場合
 ただし、契約書に「使用後はクーリング・オフできない」と記載がない場合は、开封・使用後もクーリング・オフできます。
 ▽通信販売で購入した場合
 ただし、広告に返品不可の表示がない場合は、商品などを受け取った日から8日間、送料消費者負担での返品契約の解除が可能です。

クーリング・オフができなくても

契約自体に問題がある場合は、無効や取り消しができることがあります。
無効となる例
 ▽契約の主要な部分を勘違いして成立した契約

クーリング・オフの方法

▽ハガキに、所定の内容を記入し(左記記入例参照)、販売会社宛てに特定記録郵便などで郵送します。クレジットを利用した場合には、必ずクレジット会社にも送ります。
 ▽ハガキの両面をコピーし、特定記録郵便の受領証と一緒に5年間保管しておきます。
 ▽商品の引き取り費用などは事業者負担です。

取り消すことができる例

▽未成年者が親などの法定代理人の同意を得ないでした契約
 ▽詐欺や脅迫によって成立した契約
 ▽事業者の不当な勧誘行為により、誤認・困惑して結んだ契約
 これらのようなときは、諦めないで、消費生活センターに相談してください。

こんな電話(勧誘など)に注意!

高齢者を中心に「未公開株」「社債」などの金融商品の代理購入を依頼してくる手口の詐欺が増えています。絶対にお金を渡さず、消費生活センターにご相談ください。また、高齢者がトラブルに遭っていないか、周囲の方による見守りをお願いします。

【記入例】

<p>会社代表者 宛て</p> <p>通知書</p> <p>私は、貴社と次の契約をしましたが、解除します。</p> <p>契約年月日 平成〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇〇円 販売者 株式会社×× 〇〇営業所 担当者△△△</p> <p>私が支払った代金〇〇円は返金してください。 受け取った商品は引き取ってください。 平成〇〇年〇月〇日</p> <p>契約者住所 契約者氏名</p>	<p>クレジット会社代表者 宛て</p> <p>通知書</p> <p>私は、販売会社と次の契約をしましたが、解除します。</p> <p>契約年月日 平成〇〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇〇円 販売会社名 株式会社×× 〇〇営業所</p> <p>平成〇〇年〇月〇日</p> <p>契約者住所 契約者氏名</p>
--	--

山田洋次監督作品上映会

娯楽映画研究家の佐藤利明さんの解説を交えて上映します。
 日2月7日(日)午後10時～正午。直接会場へ。**会山田洋次ミュージアム1階(柴又6-22-19)**
 各日60人程度**担**寅さん記念館☎3657-3455**担**観光課

日時	タイトル(制作年/主演)
2/7(日)	下町の太陽(1963年/倍賞千恵子)
2/14(日)	なつかしい風来坊(1966年/ハナ肇)
2/21(日)	家族(1970年/倍賞千恵子)
2/28(日)	たそがれ清兵衛(2002年/真田広之)

開場:正午。開演:午後0時30分

図書館映画会(2月分)

【担当課】中央図書館 ☎3607-9201

中学生以上の方 午後2時から
 (▲は午後6時から)

実施日	図書館	タイトル(制作年/主演)
2/13(土)	亀有	リリー・マルレーン(1981年/ハンナ・シグラ)
▲2/13(土)	中央	キング・コング(1933年/フェイス・レイ)
2/20(土)	上小松	男はつらいよ 口笛を吹く寅次郎(1983年/渥美清・竹下景子)

凡例

- 日日時
- 会会場
- 対対象
- 定定員
- 内内容
- 師講師
- 費費用
- 持持ち物
- 担担当課

このマークのあるものは、パソコン・携帯電話から電子申請で申し込みができます(一部、携帯電話からは申請できないものがあります)。場合抽選します。ハガキ・ファックスによる申し込みは原則1人1枚です。詳しくは区ホームページをご覧ください。